

広報

Annaka City public relations

No.208

あんなか

07

2023.7.1

豊かで 魅力ある 元気な 安中市へ



第49回 安政遠足 侍マラソン



安中市公式SNS

Contents

- 3 サムライランニングパトロール
| &
- 6 第49回安政遠足侍マラソン
- 7 安中市職員を募集します
- 8 高崎市・安中市消防組合職員採用試験のお知らせ
- 9 主唱法務省“社会を明るく
する運動”
- 10 夏の県民交通安全運動
くらし・手続
イベント・スポーツ
- 11 子育て・教育
- 13 健康・医療・福祉
| 「フレッシュ健診」希望者募集
- 19 国民年金からのお知らせ
- 19 文化・生涯学習
- 20 インフォメーション
| 防災アンケートに協力を
- 22
- 23 相談
- 24 クローズアップ
- 26 うすい街道寄席
火災テレホンサービスの番号が
変わります

人口と世帯(5月末日現在) (前月比)



男性 27,144人(-20)
女性 27,828人(-20)
計 54,972人(-40)
24,909世帯(+3)



安中市医師会HP▶

休日当番医 内科

7/1~8/15

7月 2日(日)	松井田病院	☎027-393-1301
7月 9日(日)	アミヤ医院	☎027-385-1511
7月16日(日)	有坂内科医院	☎027-381-0485
7月17日(月・祝)	公立碓氷病院	☎027-385-8221
7月23日(日)	本多病院	☎027-382-1255
7月30日(日)	武井内科循環器科	☎027-393-1005
8月 6日(日)	松井田病院	☎027-393-1301
8月11日(金・祝)	公立碓氷病院	☎027-385-8221
8月13日(日)	須藤病院	☎027-382-3131

公立碓氷病院、須藤病院、正田病院、松井田病院以外の内科の当番医は、診療時間が午前9時から午後6時までです。午後6時以降は、外科の当番医で受診してください。

休日当番医 外科

7/1~8/15

7月 2日(日)	松井田病院	☎027-393-1301
7月 9日(日)	須藤病院	☎027-382-3131
7月16日(日)	正田病院	☎027-382-1123
7月17日(月・祝)	公立碓氷病院	☎027-385-8221
7月23日(日)	本多病院①	☎027-382-1255
7月30日(日)	須藤病院	☎027-382-3131
8月 6日(日)	松井田病院	☎027-393-1301
8月11日(金・祝)	公立碓氷病院	☎027-385-8221
8月13日(日)	須藤病院	☎027-382-3131

①午後6時以降は須藤病院(☎027-382-3131)

休館案内

7/1~8/15

あんなかスマイルパーク	7/4・11・18・19・25 8/1・8・14・15
恵みの湯	7/4・18 8/1・15
峠の湯	7/11・25
鉄道文化むら	7/4・11・18・25
文化センター	7/4・11・18・19・25 8/1・8・15
(※は図書館のみ休館)	※7/1~3・31
文化会館	7/3・10・18・24・31 8/7・14
碓氷川熱帯植物園	7/4・11・18・25 8/1・8・15
スポーツセンター	7/3・18・19 8/7・14
(※は温水プールのみ休業)	※7/10・24・31
学習の森	7/4・11・18・19・25 8/1・8・15
いきいき長寿センター	7/3・10・17・18・24・31 8/7・14・15

新型コロナウイルスなどの影響で、臨時休館またはイベント内容が変更となる場合があります。詳しくは各施設へお問合せください。



侍マラソンで「ランパト」活動をお披露目しました

Samurai Running Patrol

走って見守る地域の安全



「ランニングパトロール」＝地域の防犯力向上を目的に、ランニング愛好者やグループに「日常の範囲内」で見守りをしてもらう活動です。パトロールをしていることが一目でわかる、オリジナルのTシャツを着用してもらうことで犯罪を未然に防ぎ、安全安心をもたらします。

この活動を皆さんに知ってもらい、より多くの人に参加してもらうため市長と、市職員有志が侍マラソンを走り、お披露目しました。

さらに6月には、安中警察署で出発式も行い、本活動をPRしました。

“防犯ランナー” 募集中！



市は、ランニングパトロールに協力していただける皆さんを募集しています。

市内にお住まいか在勤で、日常的にランニングやウォーキングをされている人であれば、どなたでも参加できます。活動日やコースは問いません。

希望者は困危機管理課で登録用

紙に住所・氏名・ご連絡先を記入し、オリジナルTシャツと反射材付きたすきを受け取ってください。

何気ない普段のランニング・トレーニングが地域の防犯力強化や、活性化につながります。

ぜひ、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

☎困危機管理課交通防犯係(☎内線1132)



令和のサムライ 碓氷路を駆ける

5月14日、安政遠足「侍マラソン大会」が開催されました。今年で49回目、今や安中の初夏の風物詩でもある一大イベントに全国から千人近くのサムライが集まりました。

前夜祭と開会式、長野県境の熊野神社がゴールの「峠コース」はありませんでしたが、参加者は侍をはじめ思い思いのキャラクターを装い、街道の熱い声援を背に新緑の旧中山道を駆け抜けました。



関所・坂本宿コース

男子 (順位・氏名・タイム)

1	廣木 大地	1:11:55
2	田村 亮	1:13:19
3	小谷野 仁男	1:13:31

女子

1	佐俣 久美子	1:33:29
2	新沢 麻耶子	1:36:01
3	奥木 みどり	1:39:16

仮装・アイデア賞(氏名・仮装内容)

特別大賞

日部 貴博	侍
-------	---

特別賞

戸澤 義夫	侍
-------	---

仮装大賞

古立 正幸(他)	忍者
吉田 俊之	侍
瀬戸 紀子	旅人
金子 勝	侍
山崎 進(他)	かごと娘
吉田 憲彦	侍



今年も楽しませていただきました
来年また会いましょう！

安政遠足こぼれ話 「安中様のお太鼓」



市重要文化財「安中様のお太鼓」
現在はふるさと学習館で展示中



現在の「2代目」太鼓

この太鼓は今から約340年も前、安中藩6代藩主、板倉重^{しげ}形の時代につくられたと伝えられています。

江戸時代は、安中城の大手門東側にあったやぐら（現在の旧碓氷郡役所北あたり）に置かれ、時を告げる太鼓として使われていました。明治以降は、城跡に建てられた安中小学校の玄関につるされ、ベルの代わりに校時を告げていたそうです。

15年ほど前までは、安政遠足侍マラソンスタート時の号砲としても鳴らされていました。

また、過去の記録や補修のあから、天保9(1838)年と文久3(1863)年など、これまでに6回張り替えられたと考えられています。



がんばれ！ 未来のサムライ

主役はぼくたち、わたしたちだ。

サムライのスタートから1時間。今度は未来のサムライ、「子どもミニ遠足（とおあし）」のスタートです。小中学生65人は太鼓の合図とともに安中のまちなかにかけ出し、家族・友だちの応援を受けながら元気にゴールを目指しました。



小学校低学年

男子

1	市川 惺南
2	鈴木 成慈
3	池田 恭矢

女子

1	宮口 晶好
2	藤巻 桃加
3	新井 蘭菜

小学校高学年

男子

1	大前 輝来
2	中村 慧
3	内田 綾太

女子

1	中野 美海
2	岡田 明花
3	萩原 千草

中学生

男子

1	綿貫 喜輝
---	-------

女子

1	藤原 莉乃
---	-------

安中市職員を募集します

市は令和5年度の職員採用試験を次のとおり行います。採用年月日は令和6年4月1日です。
7月3日(月)から、市HPに試験案内と申込用紙を掲載しますので、ダウンロードのうえ必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込んでください。申し込みは郵送または持参により、困職員課に提出し

てください。
また、試験案内・申込用紙など一式は困総合案内および松井田振興課でも配布します。
ホームページ掲載および配布開始期7月3日(月)
申込期間7月18日(火)～8月1日(火)
※郵送による申し込みの場合、消

試験案内はこちら▶



印有効
募集職種・受験資格は下表のとおり
※次のいずれかに該当する人は受験できません。
・日本国籍を有しない人
・地方公務員法第16条に該当する人
困職員課人事研修係
(☎内線1033)

試験職種・試験区分			採用予定人数	受験資格	1次試験 9月17日(日)	2次試験 10月中旬	3次試験 11月中旬
一般試験	事務職・技師職	行政Ⅰ種	10人程度	平成5年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、短期大学卒業以上(令和6年3月卒業見込みを含む)または同等の資格があると認められる人	教養試験 性格特性検査 作文		
		行政Ⅱ種		平成13年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業(令和6年3月卒業見込みを含む)の人			
	保育士		若干名	昭和58年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、保育士の資格を有する人または令和6年3月31日までに取得見込みの人			
専門試験	保健師		若干名	昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、保健師の資格を有する人または令和6年3月31日までに取得見込みの人	専門試験 性格特性検査 作文	ディスカッション	面接
	土木技術			昭和58年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人(令和6年3月卒業見込みを含む)			
	栄養士A			平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、栄養士の資格を有する人または令和6年3月31日までに取得見込みの人			
	建築士			昭和58年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、一級建築士または二級建築士の資格を有する人もしくは建築系学科卒業(令和6年3月卒業見込みを含む)の人で二級建築士の受験資格を有する人			
社会人経験者採用試験	事務職・技師職	行政Ⅲ種	若干名	昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人で、高校卒業以上、令和5年8月1日現在で5年以上の職務経験がある人	社会人基礎試験 職務適応性検査 作文		
		主任介護支援専門員		昭和48年4月2日以降に生まれた人で、主任介護支援専門員の資格を有する人または主任介護支援専門員研修の受講要件を満たし、主任介護支援専門員資格を取得する意志がある人			
	介護支援専門員			昭和48年4月2日以降に生まれた人で、介護支援専門員の資格及び実務経験を有する人で、主任介護支援専門員資格を取得する意志がある人			
	栄養士B			昭和58年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、栄養士として実務経験がある人			
障害者採用試験	事務職		2人程度	昭和53年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、次のすべてに該当する人 ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ②活字印刷文による筆記試験に対応できる人	教養試験 性格特性検査 作文		

※採用予定人数については、今後の行政改革の取り組みや組織の見直し、退職者数などにより変わることがあります

日程
時間
期間
会場・場所
対象・資格
内容
定員
料金・費用
持参物
その他
応募・申込方法
申込み先
問合せ先
電話
FAX
Eメール
HPホームページ

令和5年度 高崎市・安中市消防組合職員採用試験のお知らせ

試験案内・申込書の請求

●直接請求の場合

高崎市等広域消防局・消防署・分署、安中市役所 困・図で配布します。

●郵送請求の場合

本人の住所氏名を記入した返信用封筒(角型2号)に140円切手を貼ったものを同封のうえ、右記へ郵送してください。なお、郵送する封筒の表に「職員採用試験案内請求」と朱書してください。

●ダウンロードする場合

消防局のHP(<http://ted.city.takasaki.gunma.jp/shoubou/recruit.html>)からダウンロードできます。



問・申

高崎市等広域消防局総務課
〒370-0861 高崎市八千代町一丁目13-10
(☎027-322-2393)



学歴区分	試験区分	採用予定人員	受験資格	試験案内配布開始	申込期間	試験日程	
						第1次試験	第2次試験
大学	消防職	4人	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの人 (ただし、平成14年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学を卒業した人(令和6年3月までに卒業見込みを含む)又はこれと同等の資格を有すると認められる人は受験することができます)	7月3日(月)	8月1日(火)から8月7日(月)まで	試験日 9月17日(日) 結果通知 発送日 10月上旬	試験日 10月下旬 結果通知 発送日 11月中旬
短大 (2年以上の専門学校を含む)			平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による短期大学、高等専門学校若しくは専修学校専門課程(修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の履修を義務づけている課程)を卒業又は令和6年3月までに卒業見込みの人 (ただし、学校教育法による大学を卒業した人(令和6年3月卒業見込みを含む)又はこれと同等の資格を有すると認められる人は受験できません)				
高校			平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの人又はこれと同等の資格を有する人 (ただし、学校教育法による大学若しくは短期大学を卒業した人(令和6年3月卒業見込みを含む)又はこれらと同等の資格を有すると認められる人は受験できません)				

応募・申込方法 日程 時間 期 会場・場所 対象・資格 内容 定員 料金・費用 持参物 締切

主唱 法務省 『社会を明るくする運動』

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

安中市社会を明るくする運動推進委員会委員長
安中市長 岩井 均

法務省主唱の『社会を明るくする運動』が、7月を強調月間として全国一斉に展開されます。今年で73回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を

合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

あやまちを犯した人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰1人取り残さない」社会をつくりあげましょう。

市民の皆さんのご理解とご協力、ご支援をお願いいたします。

○この運動で力を入れている取り組み

- (1)犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動についてデジタルツールも活用して広く周知し、理解を深めてもらうための取り組み
- (2)犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りにはさまざまな協力方法があることを示し、多くの人に協力者として気軽に参加してもらうための取り組み
- (3)保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇

- 用主などの更生保護ボランティアの活動を支援し、なり手を増やすための取り組み
- (4)民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどで必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取り組み
- (5)犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期待する取り組み

○市の活動状況および予定

- ・第73回“社会を明るくする運動”安中市推進委員会(6月27日)
- ・募金活動の実施(7月1日～9月30日)
- ・社明街頭広報活動・パレードなど(7月4日)
- ・薬物乱用防止駅頭キャンペーン(7月)
- ・中学校薬物乱用防止教室(一中 6月、松中7月、二中 10月)
- ・小中学生を対象とした“社会を明るくする運動”作文の募集・審査会(7～9月)



○第72回募金結果報告

昨年7月1日～9月30日まで実施した募金活動は、市民の皆さんの深いご理解とご協力により、多大な成果をあげることができました。

お預かりした募金は右表のとおり、保護司会、更生保護女性会、協力事業主会、各地域の活動費として配分し、それぞれ活用いたしました。ありがとうございました。

運動に協力していただく機関・団体名

安中市・安中市議会・安中市教育委員会・安中市市長会・安中市民生委員児童委員協議会・安中保護区保護司会・安中地区更生保護女性会・安中地区協力事業主会・安中保護区保護司会更生保護活動支援機構・安中市社会福祉協議会・安中市内関係機関団体など(順不同)

募金の使い道(R4)	金額(円)
14地区支部助成金	645,358
更正3団体活動配分金	630,000
学校対象広報活動費	703,875
一般対象広報活動費(うちわ、ポスターなど)	217,770
事務費(用紙代、郵便代など)	18,760
次年度繰越金	7,691
合 計	2,223,454

Attention

令和5年夏の県民交通安全運動

運動期間 7月11日(火)～20日(木)

年間スローガン 急いでる 焦る気持ちが 事故を呼ぶ
サブスローガン ありがとう 次は私が 譲ります

運動の目的

広く県民に交通安全思想と正しい交通ルール・マナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止することを目的としています。

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の交通事故防止



令和4年度

安中市交通安全ポスターコンクール

小学校高学年 最優秀賞
秋間小学校4年 いしい こうき
石井 虹輝

くらし・手続

living・procedure

新築・増築家屋の調査について

市は、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに新築・増築した家屋を対象に、来年2月下旬まで家屋調査を実施しています。工事が完了した家屋の調査日について都合のよい日時をご連絡いただけ

れば、日程を調整しますのでお問い合わせください。

※家屋を取り壊した場合は「家屋滅失届」をご提出ください(家屋滅失届は国土住民福祉課税務保険係でも申請できます)

☎困税務課固定資産税係
(☎内線1070)



イベント・スポーツ

event・sports

学習の森主催講座 市民ハイキング教室

📅 7月21日(金)、22日(土)
🕒 開会: 21日(金)午前9時
閉会: 22日(土)午後1時
📍 学習の森(つどいの間)
📅 21日(金) 学習の森で座学(希望者は宿泊可)
22日(土) 崇台山ハイキング(ぐんま百名山 崇台山 299m)
👤 市内に在住、在勤の人
👤 30人(先着順)
💰 100円(保険代含む)、宿泊者は

別途200円(シーツ代)
📅 7月8日(土)～15日(土)(電話受付のみ)
📍・📞 学習の森
(予約専用☎027-388-0038)

学習の森主催講座 藍のたたき染め体験

📅 7月27日(木)、28日(金)、29日(土)
🕒 午前9時～午後3時の間で随時体験可能
📍 学習の森(創作工房②)

📍 藍の葉を使った、たたき染め
📍 ハンカチなど染めたいもの
📍 市内に在住、在勤の人
💰 無料
📍 開催日に学習の森ふるさと学習館受付まで
📍 学習の森
(予約専用☎027-388-0038)

子育て・教育

child rearing・education

ファミリー・サポート・センター

夏休み宿題プロジェクト開催！

①子ども絵画教室

日 7月31日(月)

午前10時～午後3時

対 小学校1年生から6年生(ファミサポ会員の子ども)

定 10名(先着順)

②自由研究でドリームマップを作ろう！

日 8月2日(水)

午前10時～午後3時30分

対 小学校4年生から6年生(ファミサポ会員の子ども)

定 6名(先着順)

(以下、①②とも共通)

場 学習の森・つどいの間

申 7月1日(土)午前9時～

料 無料



昨年の絵画教室の様子

※安中市ファミリー・サポート・センターの会員でない方は当日、会員登録(無料)で参加できます

ファミリー・サポート・センターとは？…育児の援助を受けたい人(依頼会員)の依頼に応じて、センターが育児の援助ができる人(提供会員)を紹介し、会員同士による相互援助活動を有償で行う事業です。利用には事前の会員登録が必要です。

【こんな時に利用できます】

●学童保育や保育施設、習い事などへの送迎 ●保育時間外・学校放課後の預かり ●保護者の外出時(リフレッシュ時)の預かり ●保護者の病気や出産、通院、冠婚葬祭、きょうだいの学校行事などの預かり

※この他にもお気軽にご相談ください

問・申 安中市ファミリー・サポート・センター(☎080-7718-1467)

時 平日：午前9時～午後5時(水曜日を除く)・土曜：午前9時～午後3時

※安中市ファミリー・サポート・センターは、市の委託により特定非営利活動法人

Annakaひだまりマルシェが運営しています(右記二次元コードからHPをご覧ください)



親子で参加

板鼻地区では、2歳までのお子さんと、子育て中のパパ・ママを対象として、親子で参加できるサロンを実施しています。

経験豊富なボランティアによる、育児相談やイベントなどを楽しく、充実した内容で行っています。板鼻地区以外の人も参加できます。ぜひ、お越しください。

子育てサロンのご紹介

★ママさん交流会★

板鼻公民館(☎382-4967)

ボランティアあり

毎月第3月曜日(祝日の場合は第2月曜日)

午前10時～11時30分

★7月10日に救急救命法(AEDの使い方)を予定しています。

料 無料

参加希望者は板鼻公民館までご連絡ください。



市民ときめきスクール「夏休み親子で作ろう」 受講生募集

親子でカラーサンドのジェル
アートを作りませんか？

お子さんには、カブトムシやク
ワガタムシのプレゼントも用意し
て参加をお待ちしています。ま
た、紙芝居もあわせてお楽しみく
ださい。

日 8月5日(土)午前9時30分～
(受付開始：午前9時15分～)

場 学習の森・つどいの間

定 親子10組(先着順)

※きょうだいがいる場合は、申込
時にお伝えください

料 一人あたり500円(教材費)

※親一人、子一人なら1,000円

※親のみ、子のみでの参加はでき
ません

持 飲み物、必要に応じて着替え、
帽子、タオルなど

※カブトムシがほしい人は虫かご
を持参してください

対 市内在住の園児・児童とその保
護者

期 7月3日(月)～14日(金)

主 催 安中市生涯学習プランナー
友の会

申・問 生涯学習課社会教育係

電 382-1111(**内**線2242)

(土日祝除く午前9時～午後5時)



※写真はイメージです。実際の作
品とはデザインが異なる場合があ
ります



7～8月の乳幼児健診

時 午後1時～2時

場 安中市保健センター

4か月児健診

7月25日(火) 令和5年3月生

8月29日(火) 令和5年4月生

1歳児すくすく相談

7月31日(月) 令和4年6月生

8月28日(月) 令和4年7月生

2歳児歯科健診

7月26日(水) 令和3年5月生

8月23日(水) 令和3年6月生

3歳児健診

7月 6日(木) 令和2年5月生

8月 3日(木) 令和2年6月生

8か月児健診

7月18日(火) 令和4年10月生

8月22日(火) 令和4年11月生

1歳6か月児健診

7月12日(水) 令和3年12月生

8月 9日(水) 令和4年1月生

2歳6か月児歯科健診

7月20日(木) 令和2年11月生

8月17日(木) 令和2年12月生

持 母子手帳、バスタオル、各種健康診査票、
子育て支援ノート、健やか親子21アンケート
(4か月児、1歳6か月児、3歳児)、当日尿(3
歳児のみ)、仕上げ磨き用歯ブラシ(1歳児、
1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児)

※お子さんやご家族(保護者やきょうだいなど)で7日間以内に37.5度以上の熱や咳・鼻水・下痢などの症状が
ある場合、水ぼうそうやおたふくなどの感染が疑われる場合は別の健診日に変更してください

※該当する日程・会場以外での受診を希望する場合は、事前にご連絡ください

こども医療でんわ相談 (☎ #8000)

県は、夜間や休日におけるお子さんの病気への対処方法や、応急処置などを電話で相談できる「こども
医療でんわ相談(☎ #8000)」を実施しています。

○月～土曜日：午後6時～翌午前8時、日曜・祝日・年末年始：24時間受付

令和5年度「フレッシュ健診」の希望者を募集します

市は、健康診査を受ける機会の少ない若年層を対象に「フレッシュ健診」を実施します。自分の健康状態を見つめなおす機会として、「フレッシュ健診」をぜひご利用ください。なお、妊娠中の人や勤務先などで健診を受ける機会のある人は、かかりつけ医や指定された医療機関などで受診してください。

実施場所は、40歳以上の人を対象とした健診と同じ会場です。
時間帯によっては混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお出かけください。

市内在住で、昭和59年4月1日～平成17年3月31日生まれの人

身体計測・血圧測定・尿検査・医師の診察・血液検査(血糖・脂質・肝機能・貧血)

¥1,020円(おつりのないようにご協力ください)

定70人(先着順)

困健康づくり課へ電話予約、または右記の二次元コードから電子申請システムにて予約。

期7月3日(月)～10月27日(金)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日は除く)

困健康づくり課予防係

(☎内線1172)



日 程	会 場	受付時間
9月 5日(火)	安中市保健センター (<u>困</u> 内)	午前8時30分 ～午前11時
9月22日(金)		
9月24日(日)		
9月29日(金)		
10月 3日(火)		
10月15日(日)		
10月17日(火)	松井田保健センター (<u>松</u> 内)	
8月17日(木)		
9月 2日(土)		
10月30日(月)		

※発熱や咳・鼻水・下痢など、体調不良、風邪症状がある場合は健診をお控えください

国民年金からのお知らせ

○保険料免除などの申請は原則、毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります(納付猶予は50歳未満の人が対象)。

免除や納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主(納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。ただし、一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または納付猶予の承認を受けていて継続を希望しなかった人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れます。

引き続き免除などを希望する場合には、7月3日(月)から申請受付を開始しますので、忘れずに困国保年金課または困住民福祉課で申請の手続きをしてください。

○電子申請ができます

国民年金第1号被保険者加入の届出や、国民年金保険料の免除・納付猶予の申請、学生納付特例の申請がマイナポータルから手続きできます。

なお、ご利用にはマイナポータルの利用者登録や、マイナンバーカードとその受け取り時に設定したパスワードが必要です。不明な点などは、年金機構のホームページや年金事務所へお問い合わせください。

困高崎年金事務所(☎027-322-4299)
困国保年金課医療年金係(☎内線1116)
困住民福祉課税務保険係(☎内線2160)



介護保険料のお知らせ

☎ 困高齢者支援課介護保険係 (☎内線1187)

介護保険は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費(税金)を財源として、寝たきりや認知症になった高齢者に必要なサービスを提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。

市内に居住する40歳以上の方はすべて、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は

年齢によって、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。

皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料

(令和3年度から令和5年度まで)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の人 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30 23,100円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額×0.50 38,400円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が120万円超の人	基準額×0.70 53,800円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90 69,100円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と年金所得以外の合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額 76,800円
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15 88,300円
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30 99,800円
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50 115,200円
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70 130,500円
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額×1.80 138,200円
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の人	基準額×1.90 145,900円

課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

合計所得金額とは、前年(令和4年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

第1～5段階は「公的年金等に係る雑所得」を控除した額(給与所得が含まれる場合は、当該給与所得の金額(給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方に有する人に対する所得金額

調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除した額)を用います。

第6段階以上は合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。不動産の譲渡所得については「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

低所得者の保険料軽減について 問 困高齢者支援課介護保険係(☎内線1187)

公費の投入により低所得者の保険料負担を軽減する仕組みが設けられています。

第1段階：38,400円(基準額×0.50) → 23,100円(基準額×0.30)

第2段階：53,700円(基準額×0.70) → 38,400円(基準額×0.50)

第3段階：57,600円(基準額×0.75) → 53,800円(基準額×0.70)

■介護保険料の納付

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2つの方法に分かれます。特別徴収の人は8月上旬頃までに、普通徴収の人は7月中旬頃までに、決定通知書により年間の確定保険料額をお知らせします。また、特別徴収と普通徴収を併用する場合がありますので、ご注意ください。

○特別徴収となる場合

・老齢(退職)、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払(偶数月)の際に保険料を差し引きます。

※ただし、年金の受給額が年間

18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は普通徴収になります。

- ・年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合
- ・年度途中で、年金の受給が始まった場合
- ・年度途中で、所得更正等により保険料の減額決定を受けた場合(年金からの天引が中止されます)
- ・年度途中で、所得更正等により保険料の増額決定を受けた場合(増額分が普通徴収となります)
- ・年金の一時差し止めや支給停止になった場合

・年金担保貸付金の返済をしている場合

○普通徴収となる場合

・特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書により、市役所または指定金融機関等・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ(PayPay・LINEPay)で納めます。

・口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口にお申込みいただくか、「Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。

■介護保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。また、特に生活

が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料の減額を受けられる場合があります。なお、減免などを受けるため

には申請が必要になりますので、早めにご相談ください。

■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用するときに、未納の期間に応じて、次の措置が講じられます。

・1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額をいっ

たん自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われる形になります。

・1年6カ月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、そこから滞納保険料相当額が差し引かれる場合があ

ります。

・2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合が引き上げられ、高額介護(介護予防)サービス費などの支給も受けられなくなります。

■40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月(誕生日の前日の属する月)の分から、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方

法に変わります。

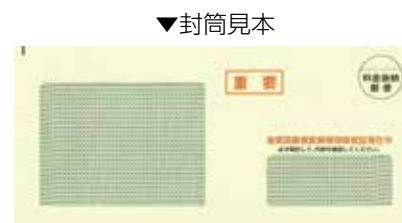
問 本 国 保 年 金 課 医 療 年 金 係 (☎ 内 線 1119)

■「後期高齢者医療被保険者証」を更新します

新しい被保険者証(むらさき色)を、7月中旬ごろに郵送します。有効期限は、8月1日から令和6年7月31日までの1年間です(短期証の人を除く)。期限が切れた被保険者証などは、ご自分で破棄してください。



◀被保険者証見本



▼封筒見本

■「後期高齢者医療保険料」の納付が始まります

○普通徴収(納付書・口座振替)の人

7月中旬ごろ「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をむらさき色の封筒で郵送します。

○特別徴収(年金天引き)の人

8月上旬ごろ「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を圧着ハガキで郵送します。

○普通徴収と特別徴収両方(併徴)の人

7月中旬ごろ「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をむらさき色の封筒で郵送します。



▼減額証見本



▼限度証見本

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」、
「限度額適用認定証」の交付について

入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額
までになる認定証や、食事代が軽減される認定証
を、申請により交付しています。

○認定証の交付をすでに受けている人

引き続き認定証の交付条件を満たす人は、被保険者証と一緒に郵送します。新たに申請の必要はありません。

75歳以上の人(入院時食事療養費標準負担額は、国民健康保険の人と同じ)

自己負担割合、所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人)	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ*		
	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円>	
	現役並み所得者Ⅱ		
	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円>	
2割	現役並み所得者Ⅰ		
	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	
	一般Ⅱ*		
	①同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円 または (6,000円+(医療費-30,000円)×10%) の低い方を適用 <年間上限144,000円> 57,600円 <多数回44,400円>	
1割	一般Ⅰ*		
	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯	18,000円 <年間上限144,000円>	
	低所得者Ⅱ		
	同一世帯の全員が住民税非課税(低所得者Ⅰを除く)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		
	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得(給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額)がない	8,000円	15,000円

*…「一般Ⅰ」、「一般Ⅱ」、「現役並み所得者Ⅲ」の区分の人は、被保険者証が認定証の代わりになりますので、申請の必要はありません。



国民健康保険からのお知らせ 国民健康保険証を更新します

どなたに？・・・安中市の国民健康保険に加入している人
どうやって？・・・世帯主あてに郵送
いつごろ？・・・7月下旬

○世帯員全員分を同封して郵送します。

○保険証が届いたら、すぐに内容を確認してください。

○内容に誤りがある場合は、下記までお問い合わせください。

○保険証の有効期限は、生年月日により下表のとおりです。(国民健康保険税に滞納がある世帯を除く)

生 年 月 日	有 効 期 限
昭和23年8月2日 ～昭和24年7月31日	75歳の誕生日の前日 ※1
昭和24年8月1日 ～昭和28年8月1日	令和5年7月31日
昭和28年8月2日 ～昭和29年7月31日	70歳の誕生日が1日の人・・・誕生日の前日 70歳の誕生日が2日～月末の人・・・誕生日の月末 ※2
昭和29年8月1日以降	令和5年7月31日

※1 75歳の誕生日から後期高齢者医療保険に加入となります

※2 有効期限の翌日から保険証が「保険証兼高齢受給者証」に切り替えとなりますので、有効期限に合わせて別途郵送します

■簡易書留郵便での送付■

希望者には簡易書留で送付しますので、次の期間中に届出をお願いします。

期 7月3日(月)～7月7日(金) 午前8時30分～午後5時15分

場 困国保年金課国保係・困住民福祉課税務保険係
持 保険証

■保険証と高齢受給者証の一体化について■

これまでは、70歳から74歳までの人が医療機関を受診する際「保険証」と負担割合の記載された「高齢受給者証」の2枚を提示する必要がありましたが、令和4年の更新から「保険証(兼高齢受給者証)」に自己負担割合(2割・3割)が記載され、1枚で受診できるようになっています。

自己負担割合は令和4年の所得などにより変わる場合があります。

■期限が切れた保険証について■

期限が切れた保険証は、市に返却または、ご自身で破棄してください。

■国民健康保険税をきちんと納めましょう■

- ・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です。
- ・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。
- ・災害その他特別の事情がないのに国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」を交付します。「資格証明書」を交付された人が診療を受ける場合は、医療機関に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付(7割から8割)を受けることになります。
- ・国民健康保険税は納期までに納めるようにしてください。

問 困国保年金課国保係(☎内線1113)

困住民福祉課税務保険係(☎内線2160)



国民健康保険に加入している皆さんへ 国民健康保険限度額適用認定証交付のお知らせ

市は、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や、食事代が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在の認定証は7月31日で有効期限切れとなりますので、引き続き使用する人は再度申請してください。申請した月の1日から適用となります。

70歳から74歳で現役並みⅢと一般の区分の人は、保険証兼高齢受給者証が認定証の代わりになりますので、認定証の申請は必要ありません。

なお、適用区分は令和4年中の世帯の所得などに

より変わる場合があります。

申請受付期間 7月18日(火)～(土日祝は除く)
午前8時30分～午後5時15分

認定証の申請に必要なもの

- ・対象者の保険証
 - ・すでに交付を受けている人はお持ちの認定証
 - ・来庁者の公的な写真付身分証明(運転免許証等)
- ※国民健康保険税を滞納していると限度額適用認定証は交付できない場合があります

70歳から74歳の人

区 分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ* (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈4回目以降:140,100円〉	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈4回目以降:93,000円〉	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈4回目以降:44,400円〉	
一 般*	※18,000円 年間上限144,000円	57,600円 〈4回目以降:44,400円〉
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

*…認定証の申請は必要なし

入院時食事療養費標準負担額

対 象		1食あたりの負担額
一般(下記以外の人)		460円
非課税 (70歳以上は低所得者Ⅱ)	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
	70歳以上で低所得者Ⅰ	100円

70歳未満の人

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得901万円超の世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈4回目以降:140,100円〉
イ	基礎控除後の所得600万円超～901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈4回目以降:93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得210万円超～600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈4回目以降:44,400円〉
エ	基礎控除後の所得210万円以下の世帯	57,600円 〈4回目以降:44,400円〉
オ	住民税非課税の世帯	35,400円 〈4回目以降:24,600円〉

※〈 〉内は、過去12か月間で4回以上高額療養費の支給を受けた場合の額です

※70歳未満の人は所得の申告がない場合、区分アとして扱います

※原則、1つの医療機関で支払う1か月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合には、今までどおり高額療養費の申請が必要な場合があります

※特例対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります

問 困国保年金課国保係(☎内線1113) 問 住民福祉課税務保険係(☎内線2160)



第2期麻しん風しん混合予防接種および 二種混合予防接種のお知らせ

○第2期麻しん風しん混合予防接種

対象年齢 小学校就学前(年長児)の1年間(平成29年4月2日から平成30年4月1日生まれ)
接種回数 1回
接種期限 令和6年3月31日まで
予診票の配布 出生届出時または転入時に困健康づくり課・困住民福祉課の窓口で配布しています

※令和6年4月1日以降は任意接種(有料)となりますのでご注意ください

○二種混合予防接種

対象年齢 11歳以上13歳未満
接種回数 1回
予診票の配布 今年度小学6年生に相当する年齢の人へ、4月に予診票を郵送しました
※13歳の誕生日以降の接種は任

意接種(有料)となりますのでご注意ください

持予診票・母子手帳・保険証

※対象者で予診票のない人は、困健康づくり課・困住民福祉課の窓口で配布しますので、母子手帳を持参して、お申し出ください

問困健康づくり課予防係
(☎内線1172)



ヒトパピローマウイルス(HPV) ワクチン定期接種のお知らせ

子宮頸がんを予防するHPVワクチンは、これまでのサーバリックス(2価)、ガーダシル(4価)の2種類のワクチンに加え、4月からシルガード9(9価)が定期接種として接種ができるようになりました。

問

定期接種 小学6年生～高校1年生相当年齢の女子
キャッチアップ接種 平成9年4

月2日～平成19年4月1日生まれの女子

予診票の配布

今年度中学1年生に相当する年齢の女子に、予診票を郵送しました。

※予診票がない人は、母子手帳を持参のうえ困健康づくり課・困住民福祉課までお越しください

問困健康づくり課予防係
(☎内線1172)

詳しくは、こちらへ



キャッチアップ接種はこちらへ



文化・生涯学習

culture・lifelong learning



第35回 碓氷のつどい

日9月16日(土)～18日(月・祝)
場松井田文化会館

問作品展・学習その他の発表
9月16日(土)～18日(月・祝)
音楽祭:9月16日(土)
舞踊祭:9月17日(日)
芸能祭:9月18日(月・祝)

※開催内容が変更となる場合があります
※詳細は次回以降の広報でお知らせします



スポーツ・イベント・文化・生涯学習カレンダー

日にち	時間	内容	場所
7/ 1(土)	9:30～	おもしろ科学教室「ストローで笛を作ろう」	文化センター
7/ 5(水)	14:00～	第45回「少年の主張」安中市大会	松井田文化会館
7/ 6(木)	10:00～	家庭教育カウンセリング講座⑥	文化センター
7/ 7(金)	10:00～	家庭教育カウンセリング講座⑦	文化センター
7/22(土)	11:00～	絵本読み聞かせ	安中図書館
8/ 5(土)	9:30～	市民ときめきスクール「親子で作ろう」	学習の森
8/12(土)	9:30～	おもしろ科学教室「ジャイロボンバーでジャイロリングを飛ばそう」	文化センター
8/15(火)～16日(水)		磯部温泉祭り	磯部温泉周辺

防災アンケート にご協力を

内閣府は、今後の地震防災対策に皆さんの意見を反映させるため、避難意識などに関するアンケートを実施します。災害から命を守るためには、災害に対する意識の向上が重要です。皆さんのご意見をお聞かせくださいますよう、ご協力をお願いします。

期 7月1日(土)～8月末(予定)

内 下記URLまたは二次元コードからご回答ください

<https://en.surece.co.jp/kaiko2023/>

他 回答は1人1回限り。

問 内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(防災計画担当)付

(☎03-3501-6996)



100歳おめでとうございます

次の皆さんが、100歳を迎えられました。
これからも元気でお過ごしください。



石黒 貞子 さん
(中後閑)



鈴木 芳枝 さん
(中後閑)

第7回農業委員会総会

日 7月25日(火)午後1時30分

場 困201会議室

問 困農業委員会事務局

(☎内線1452、1453)

地籍調査実施区域のおしらせ

問 困農林課農村整備係 (☎393-7072)

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体となり、皆さんの大切な財産である土地登記の単位となる一筆ごとの土地について調査、測量するものです。

また、その成果は法務局(登記所)に送付され、登記簿と地図(公図)として備えられることにより、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立ちます。地籍調査を実施する区域は、毎年度に小字単位を目安に実施地区を決めて進めています。

実施区域およびその隣接の土地所有者の皆さんには後ほど、説明会の開催通知をお送りしますので、事業推進にご協力ください。また、事前準備などのため、実施区域およびその周辺に測量業者など関係者が立ち入ることがありますので、ご了承ください。



○令和5年度の実施区域

松井田町五料字瀧名田の一部Ⅱ・中河原
(実施区域図をご確認ください)

※来年度は松井田町原字川久保・森脇・水出を予定しています

あんなか スマイルキッズ！



おの あやと
小野 絢翔 ちゃん

車が大好きなあっくん。
元気にのびのび育ってね^^

地域おこし協力隊活動報告

Vol.52

今年は梅の実がたくさんなっています



地域おこし協力隊の田村です。まずは今年の秋間梅林祭にお越しくださった方々にお礼申し上げます。



昨年よりも多くの方にご来園いただき、秋間梅林が賑やかになっているのを実感しています。同時に、皆さんをお迎えするにあたっての、今後の課題もみえてきたので、来年はますます楽しめる秋間梅林祭が開催できたらと考えています。

地域おこし協力隊員として2回目の梅の収穫時期が終わろうとしています。昨年は初めての収穫に臨み、数十年に一度の不作と言われるような残念な結果に終わってしまいましたが、今年は見事に豊作となり、一本の枝にたくさんの梅の実がなっていました。

これからも自然の恵みに感謝しながら、大切に梅を育てていきます。



住友生命保険相互会社ー05/11 と包括連携協定を締結



市と住友生命保険相互会社は、健康増進やスポーツ振興に関することなど、幅広い分野で協力していくため、包括連携協定を結びました。

5月に行われた安政遠足侍マラソンでは早速、社員の皆さんにボランティアとして協力していただきました。

-VOL.15- 手話コーナー

今月の手話は「今日」の表現をご紹介します。
両手の、手の平を下にする。そこから下に2回少しおろすと「今日」という単語になります。



市YouTube
手話チャンネルHP

広報あんなか6月1日号
P22「手話コーナー」掲載
の二次元コードに誤りがありました。お詫びいたします。なお、市HP掲載の広報については修正済みです。申し訳ありませんでした。

問困福祉課障害福祉係(☎内線1154)



男女共同参画推進委員会

第148回 リレー・エッセイ

社会に根強く残る「家父長制」

安中市男女共同参画推進委員会委員

森 明男



男女共同参画推進委員に昨年より委嘱されました。私がエッセイを書くなんで、えらいことになってしまいました。諸先輩方の過去の素晴らしいエッセイを拝見しながら、重い筆をとります。「男のくせにめめそするな」「女の腐ったような・・・」など日常の会話に出ていた中で育った昭和の人間です。委員になるまではジェンダーについて深く考えたことはありませんでした。

日本はジェンダーギャップ指数が世界各国のうち116位と先進国の中でも最低レベルだそうです。また、内閣府男女共同参画局によると、令和4年度性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果(2022年11月公表)の中で、性別役割意識(全体)では「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」「女性には女性らしい感性があるものだ」が男女ともに上位に回答されています。思うに、社会に根強く残る「家父長制」があり、共働きをしている家庭、育児休暇を取りたいと思う男性など、現代の家族の形はさまざまなのに、男性が仕事、女性が育児を担うという形がまだまだ「普通」

問困市民課市民協働係(☎内線1027)

になっているように思います。「男は男らしく女は女らしく」という考え方を、人間として個人個人の意思を尊重し、それぞれがその場に居やすい形を模索する必要があると痛感しています。

ある女性防災士の方と話したことがあります。その方は、自治会で防災、避難所の会議があった時に「自治会は男性中心に運営されていて女性のことは何もわかっていない」「有事の時、こんな人達と一緒に共同生活をしなければならないのか？」と思ったそうです。特に妊婦さん、赤ちゃんの安全を守りたいと防災士の資格を取って今は活躍されています。

また、自治会長に女性が少ないことはよく言われます。なぜでしょうか。決して自治会で女性を蔑視して拒んでいるわけではありません。なかなか受け手がいないのが事実です。定年延長、年金の支給年齢の引上げ、老老介護等の社会的な要因もあると思いますが、男女問わず自治会参加に手を挙げられるようにできる限りの協力をしていきたいと思っています。

日程 時間 期 会場・場所 対象・資格 内容 定員 料金・費用 持参物 他

消費生活センター からのお知らせ

気を付けて！スライサーも刃物です

— 事例 —

キャベツを半分に切ってスライサーで調理していた。食材が半分くらい残っていたので、まだ大丈夫と思い、安全ホルダーを使用していなかったところ、思いのほか食材が切れる速度が速かったため、指を受傷した。



イラスト：黒崎 玄

問市消費生活センター(☎382-2228)

相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)

午前9時～午後4時30分

— ひとこと助言 —

☆スライサーは便利な反面、鋭利な刃物が付属しているため、使用中に、野菜が小さくなったり、手を滑らせたりすると、指が刃に触れてけがをする危険性があります。スライサーでのけがは指先の皮膚などを削ぎ落とすこともあり、そのような場合は止血しにくく、治癒までに期間を要することもあります。使用する際は取扱説明書をよく読み、スライサーも刃物であることを認識し、十分注意して使用しましょう。

☆けがを防止するための補助具として、食材をつかむ「安全ホルダー」があります。野菜が小さくなったら、安全ホルダーを使用したり、包丁で調理したりしましょう。

☆スライサーは、調理中以外でも、洗う際やスライサーが入っている引き出しからものを取り出す際などに、刃に触れる危険性があります。手入れや保管の際にも気を付けましょう。

(国民生活センター「見守り新鮮情報」第449号から作成)

相談

consultation
7/1～8/15

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 7/6・20・8/3 9時～11時30分 ☎ 7/3・8/7 13時30分～16時	困市民相談係(☎内線1207)
無料法律相談	☎ 7/7・21・8/4 13時～16時	要電話予約 困市民相談係(☎内線1207)
人権相談	☎ 7/20 ☎ 7/21 13時30分～15時30分	困市民相談係(☎内線1207)
離婚前後の悩み・養育費相談	☎ 7/11・8/8 13時～16時	要電話予約 困市民相談係(☎内線1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)9時～16時	要電話予約 困子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分	要電話予約 困健康づくり課(☎内線1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分	要電話予約 困健康づくり課(☎内線1174)
消費生活相談	消費生活センター(困敷地内) 月～金曜日(祝日を除く)9時～16時30分	消費生活センター(☎382-2228)
無料税務相談	☎ 7/6・8/2 ☎ 8/14 13時～16時	要電話予約 困税務課(☎内線1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	困福祉課(☎内線1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 困高齢者支援課(☎内線1189) ☎(☎内線2156)
成年後見制度に関する相談	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 困高齢者支援課(☎内線1188) 困福祉課(☎内線1155)
成年後見制度専門職相談	地域福祉支援センター 毎月第1金曜日 13時30分～15時30分	要電話予約 権利擁護センター(☎382-8397)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	☎・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市DV電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 困福祉課(☎内線1191)
ひきこもりに関する相談	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 困福祉課(☎内線1191)
若者就職活動個別相談 (安中出張サポートステーション)	☎ 毎月第1火曜日(祝・年末年始除く) 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 毎月第2木曜日 9時～11時30分	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 ☎ 月～金曜日(祝日を除く)9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)
こころの健康相談	安中保健福祉事務所 毎月第4火曜日 13時～16時	要電話予約 安中保健福祉事務所(☎381-0345)

本市民課 休日窓口開設日

7月2日・16日 8月6日
午前8時30分～正午

業務内容

○市民課取扱各種証明書の発行
※マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスを実施しています

7月の納税と保険料

☆固定資産税・都市計画税 … 2期
☆国民健康保険税(普通徴収) … 1期
☆介護保険料(普通徴収) … 1期
☆後期高齢者医療保険料(普通徴収) … 1期
☆国民年金保険料 … 令和5年6月分
○7月31日(月)までに納めてください。



0511 3年半ぶりに対面指導 春の全国交通安全運動

5月11日(木)、市と安中警察署、安中交通安全協会は国道18号安中警察署前と「松井田入口」信号前で、3年半ぶりに対面の街頭指導を行いました。当日は市長やキャンペーンレディなど約30人がドライバーに交通安全啓発グッズを手渡し、安全運転を呼びかけました。



0518 高さ約50メートル 命名「崇台山の大桐」

上間仁田地区で高さ約50メートルのキリの大木が見つかり、土地所有者と周辺を整備している団体から市に、命名の要望がありました。各部署で名称を募集・検討したところ「崇台山の大桐」に決まりました。

0522 安中市新庁舎建設基本設計 住民説明会を開催しました

5月22日(月)、新庁舎建設基本計画に基づき検討を進めていた「安中市新庁舎建設基本設計」について、文化センターで住民説明会を開催しました。約50人の参加者から、さまざまなご意見をいただきました。なお、説明会の様子は市公式YouTubeチャンネルで視聴できます。

安中市と学校法人同志社 包括連携協定締結記念講演のお知らせ

「歴史を学び 未来へつなぐ」

市はこの度、本市にゆかりの深い新島襄が創立した同志社英学校を前身にもつ、学校法人同志社と包括連携協定を結ぶこととなりました。協定を結ぶことで教育、文化、まちづくりなどの分野において、相互に協力し、地域社会の発展を目指します。また、協定締結を記念して次のとおり講演

会を開催する運びとなりました。皆さんぜひご参加ください。

日 7月17日(月・祝)

場 安中市文化センター大ホール

時 開場 午後1時30分

午後2時20分から主催者による挨拶

内	講 師	内 容	時 間
	本井康博氏 (元同志社大学神学部教授)	「安中と同志社の史的連鎖 ～シン・中山道への道～」	午後2時30分～3時20分
	朝原宣治氏 (北京五輪銀メダリスト)	「夢を追いかけて ～諦めなければ夢は叶う～」	午後3時30分～4時20分

申 事前申込不要(無料)

主 催：安中市・学校法人同志社

協 賛：学校法人新島学園

問 困政策・デジタル推進課(☎内線1021・1022)

**ご予約のない方も
受付が可能になりました。**

他社（au、ソフトバンク、楽天モバイル等）を
現在ご利用中のお客さまも料金相談など
「ドコモショップ安中店」にお気軽にお越しください。

待ち時間が気になる方は引き続き「来店予約」をご利用ください。
《来店予約専用ダイヤル》**050-3666-7836**

ドコモショップ安中店 ☎**0120-062-123**
安中市原市585-1 営業時間 10:00～19:00 定休日 毎月第二水曜日
※定休日は月により変更になる可能性があります。詳しくは当店までお問い合わせください。

半導体関連素材の切断・形状・研削・研磨一貫加工



F 富士セイコー株式会社
安中市郷原939-1 Tel.027-385-3641
<https://www.fj-seiko.co.jp>

8/25(金) 入園説明会
予約受付中




いそべこども園
幼保連携型 認定こども園
TEL**027-385-8021**

保育園部では 0,1,2歳児の保育と
子育て支援センターをおこなっています

ISHINO 新社屋 竣工
各種樹脂切削加工、試作から量産まで



有限会社 イシノ
〒379-0129 安中市下磯部253-1
TEL.027-395-0419 FAX.027-395-0429



安中・富岡 / 小規模多機能型介護施設

**認知症や介護で
お困りの方ご相談下さい**

小規模多機能ホーム
くわのみ

安中事業所 ☎379-0125 安中市中野谷1854-2
TEL.027-385-1217

富岡事業所 ☎370-2341 富岡市下黒岩5
TEL.0274-63-8460

MIKO KUVANO
<http://www.kuvano.co.jp>




各種ローン・資産運用・年金は
お近くの窓口までお気軽にご相談ください

群馬県信用組合

本店営業部 TEL.027-382-6939	松井田支店 TEL.027-393-1133	原市支店 TEL.027-385-6508
安中支店 TEL.027-382-1246	横川支店 TEL.027-395-3111	磯部支店 TEL.027-385-5611
板鼻支店 TEL.027-382-2780	各店舗・商品等の詳細は、 ホームページをご確認ください。 https://www.kenshinyo.co.jp/	





**あんなか
賃貸情報館**

☎ 379-0132 安中市高別当136番地4
TEL.027-380-5081

営業時間 9:00～18:00 定休日 水曜日



かや
corporation

群馬県知事(4)第6520号

ご所有不動産に
ついてご相談下さい。

「自分がその立場だったら…」
という感覚を大切に、
お客様一人ひとりに最適な
解決方法をご提案致します。

売買事業部

☎ 379-0116 安中市安中 2313 番地 1
TEL.027-386-9620

営業時間 9:00～17:00 定休日 水曜日、土日祝

☎=本庁舎 ☎=松井田庁舎 ☎=谷津庁舎 ☎=碓氷川クリーンセンター ☎=スポーツセンター

うすい街道寄席 柳亭市馬・柳家花緑・林家つる子

うすい街道寄席が4年ぶりに復活！落語協会会長の柳亭市馬さんと、最年少で真打昇進を果たした柳家花緑さん、そして高崎市出身で来年の春に真打に昇進する林家つる子さんが松井田文化会館にやってきます。

実力派ぞろいの落語会です。ぜひ松井田文化会館にお越しください。

📅9月24日(日)

🕒開場 午後1時30分 開演 午後2時

📍安中市松井田文化会館 大ホール

🎫前売り 全席指定 一般 3,000円

当日券 全席指定 一般 3,500円

🎫チケット 7月12日(水)午前9時から、松井田文化会館窓口で販売開始

※電話での申し込みは7月12日(水)午後1時から

※チケットのお求めは1人4枚まで(発売初日のみ)

※未就学児の入場はできません

📞松井田文化会館(☎393-4400)



柳亭市馬



柳家花緑



林家つる子

7月1日から 火災テレホンサービスの電話番号が変わります

火災テレホンサービスは、高崎市等広域消防局管内(高崎市および安中市)で火災が発生した場合に、自動音声案内により火災の発生状況を確認できるサービスです。

令和5年7月1日から電話サービス会社の変更に伴い、電話番号が変更となりますのでお知らせします。



新 火災テレホンサービス電話番号
☎050-5526-8612(7月1日から)

旧 火災テレホンサービス電話番号
☎0180-99-2222(6月30日まで)

📍高崎市等広域消防局(☎027-322-2391)